

消費者安全調査委員会の動き 第58号

(平成30年1月23日)

今回の内容：①会議情報、②委員長等記者会見の様様、③コラム（淵上委員）

会議情報

最近の消費者安全調査委員会での議論についてお知らせします。

第65回消費者安全調査委員会（平成30年1月23日）

- 住宅用太陽光発電システムから発生した火災等事故事案
報告書の骨子について事務局から説明を受け、審議を行いました。現時点では、まだ調査を継続しているところもありますので、今後は、更なる調査結果を踏まえ、再発防止策及び意見の方向性などについて議論を行い、報告書の取りまとめに向けて、内容を精査していくこととしています。
- 一般の方からいただいた「申出」事案
事務局から、類似事例、制度等の関連情報や専門委員の見解などの情報収集の結果が報告され、その内容に基づき調査委員会で検討した結果、そのうち1件については調査を行わないことになりました。残りの案件（4件）については、引き続き、臨時委員、専門委員等の知見も活用しながら、事務局で丁寧に情報収集を行った上で、調査委員会において判断していくこととなります。

部会の動き

- 製品等事故調査部会（1月中旬に開催）
 - ・ 新たな選定事案の候補について審議を行いました。
- サービス等事故調査部会（1月中旬に開催）
 - ・ 住宅用太陽光発電システムから発生した火災等事故事案
事務局からの報告を基に審議を行いました。

委員長等記者会見の様様

委員会後に委員長等の記者会見を行いました。

詳細は以下をご覧ください。

<http://www.caa.go.jp/csic/action/index2.html>

消費者安全と福島原発事故

消費者庁消費者安全調査委員会
委員 淵上正朗



これまで5年以上にわたり消費者安全調査委員会に関わってきましたが、その直前には、政府の福島原発事故調査委員会に、技術顧問として1年余り参画したという経験がありました。原発事故は稀にしか起こらないが、いったん起こった場合の被害が極めて甚大になるなど、消費者事故とは多くの面で様相が異なります。しかし、事故を防ぐための教訓という観点からは、両者の間には意外に共通点も多い、と感じています。

福島原発事故の原因を深く突き詰めていくと、様々な問題点が浮かび上がってきますが、その一つに、「絶対安全」という心理的な制約が、却って事故の遠因を作ってしまったのではないか、と思うことがあります。すなわち、原発の安全対策においては、想定内の状況に対しては“100点満点の対策でなければならない”と考える一方、その反動もあって、それを超えるような状況に対しては「想定外」として可能性を排除し、ほとんど何も対策が打たれなかった、ということがありました。

典型的な例として、津波対策の話があります。すなわち、「3.11」以前では、福島沖では、6.1mが想定される最大の津波高さでした。そのため、6.1mまでの津波に対しては、いわば“100点満点”の対策が取られていました。しかし、それを超える津波に対しては、「想定外」として、ほとんど有効な対策は打たれていなかったのです。そのため、「想定外の津波」により陥った「想定外の電気設備の水没」によって、それまでの多くの対策や訓練は無意味なものになってしまったのです。

もし、6.1m以上の津波の危険性をわずかでも認め、さらに「減災」という観点から現実的な対策を模索していれば、その答えは色々あったのではないかと思います。例えば、コストや時間のかかる高い防潮堤の建設は諦めたとしても、非常用バッテリーの備蓄や、電気室の「防水化」などが考えられます。それらによって、過酷事故の状況は大きく緩和できた可能性は否定できません。

消費者の安全問題においても、“100点満点”の理想論ではなく「現実的な対策は何か」を常に考える必要があると考えています。社会として受け入れ可能な現実的な対策があるにも拘らず、(理想論のため却って)危険が放置されているとすれば、それは許されないことだと常々肝に念じています。